

山田町建設関連業務最低制限価格制度実施要領

平成23年4月1日企財第16号

改正

平成24年7月10日

平成28年4月13日

平成29年3月23日

令和3年3月26日

令和6年3月29日

令和6年4月24日

(趣旨)

第1 この要領は、町が競争入札（条件付一般競争入札又は指名競争入札をいう。以下同じ。）により建設関連業務の委託契約を締結しようとする場合に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）に基づく最低制限価格制度（以下「最低制限価格制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「建設関連業務」とは、建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第31号の2）第2条に定める建設関連業務をいう。

(対象業務)

第3 最低制限価格制度の実施の対象となる建設関連業務（以下「対象業務」という。）は、原則として、予定価格が50万円を超える業務とする。

(最低制限価格の設定等)

第4 最低制限価格は、対象業務の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に、10分の6を乗じて得た額から10分の8.1を乗じて得た額までの範囲内（測量業務にあつては10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額までの範囲内、地質調査業務にあつては3分の2を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額までの範囲内）とするものとし、業種区分ごとの算定方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 測量業務 直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.5

- (2) 建築関係建設コンサルタント業務 直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務 直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.5
- (4) 地質調査業務 直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.5
- (5) 補償関係コンサルタント業務 直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.5

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、最低制限価格を対象業務の予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8.1を乗じて得た額までの範囲内（測量業務にあつては10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額までの範囲内、地質調査業務にあつては3分の2を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額までの範囲内）で定めることができる。

3 前2項の最低制限価格の設定は、最低制限価格算定調書（別記様式）により算定し、当該設定をするものとする。

（予定価格調書への記載）

第5 対象業務に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第6 この要領の規定により最低制限価格制度を実施するときは、競争入札の公告又は指名競争入札通知書により周知するものとする。

（最低制限価格制度の対象外）

第7 当該建設関連業務を発注するに当たり最低制限価格を設定することが適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

（補則）

第8 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年7月10日から施行する。

2 前項の施行の日以後、土木関係建設コンサルタント業務又は補償関係コンサルタント業務の最低制限価格を算定する場合において、当該業務の内容から第4第1項第3号又は第5号に規定する算定方法によることができない場合の算定方法は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 24 日から施行する。
- 2 前項の施行の日より前に競争入札の公告又は指名競争入札通知を行った対象業務に係る最低制限価格の算定方法は、なお従前の例による。

最低制限価格算定調書

委託業務名 _____ 業務委託
 委託場所 山田町 地内

1 最低制限価格の上限の算定

予定価格（税抜き） _____ 円×8.1/10 （測量業務の場合は 8.2/10、地質調査業務の場合は 8.5/10）	① 上限額 _____ 円
---	---------------

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

2 最低制限価格の下限の算定

予定価格（税抜き） _____ 円×6/10 （地質調査業務の場合は、2/3）	② 下限額 _____ 円
--	---------------

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

3 業種区分ごとの最低制限価格の算定

(1) 測量業務

直接測量費（税抜き）	_____ 円
測量調査費（ 〃 ）	_____ 円
諸経費（ 〃 ） _____ 円×5/10	_____ 円
合 計	③ _____ 円

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費（税抜き）	_____ 円
特別経費（ 〃 ）	_____ 円
技術料等経費（ 〃 ） _____ 円×6/10	_____ 円
諸経費（ 〃 ） _____ 円×6/10	_____ 円
合 計	③ _____ 円

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費（税抜き）	_____ 円
直接経費（ 〃 ）	_____ 円
その他原価（ 〃 ） _____ 円×9/10	_____ 円
一般管理費等（ 〃 ） _____ 円×5/10	_____ 円
合 計	③ _____ 円

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

(4) 地質調査業務

直接調査費（税抜き）	_____円
間接調査費（ 〃 ） _____円×9/10	_____円
解析等調査業務費（ 〃 ） _____円×8/10	_____円
諸 経 費（ 〃 ） _____円×5/10	_____円
合 計	③ _____円

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

(5) 補償関係コンサルタント業務

直接人件費（税抜き）	_____円
直接経費（ 〃 ）	_____円
その他原価（ 〃 ） _____円×9/10	_____円
一般管理費等（ 〃 ） _____円×5/10	_____円
合 計	③ _____円

注 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。

4 最低制限価格

最低制限価格は、次に掲げるところにより定めること。

- (1) ③が①を超える場合は、①とすること。
- (2) ③が②に満たない場合は、②とすること。
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合は、③とすること。

最低制限価格	_____円
--------	--------

5 1から4によらない場合の最低制限価格

- (1) 1から4によらないで最低制限価格を定める理由

(2) 最低制限価格の算定

予定価格（税抜き） _____円× /	_____円
---------------------	--------

注1 予定価格に乗じる割合は、10分の6から10分の8.1（測量業務の場合は10分の6から10分の8.2、地質調査業務の場合は3分の2から10分の8.5）の範囲とすること。

2 左欄の計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てること。